

# 令和6年10月分（12月支給）から 児童手当制度が変わります！

## 主な変更点

<b>①</b> <b>支給対象の拡大</b> 	<b>②</b> <b>所得制限の撤廃</b> 	<b>③</b> <b>支給額の増額</b> 	<b>④</b> <b>支払い月の変更</b> 
--	---	---	---

【詳細はこちら】

主な変更	改正（拡充）前＜令和6年9月分まで＞	改正（拡充）後＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方	<b>高校生年代までの児童</b> (18歳到達後最初の年度末まで)を養育している方
所得制限	所得制限あり	<b>所得制限なし</b>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満 一律：15,000円</li> <li>● 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>● 中学生 一律：10,000円</li> <li>● 所得制限限度額以上所得上限限度額未満 一律：5,000円（特例給付）</li> <li>● 所得上限限度額以上：支給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満 第1子・第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> <li>● 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> </ul>
支給月	年3回（各前月分までの4か月分を支払） 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	<b>年6回（偶数月）</b> （各前月分までの2か月分を支払） 10・11月 ⇒ 12月 12・1月 ⇒ 2月 2月・3月 ⇒ 4月 4月・5月 ⇒ 6月 6月・7月 ⇒ 8月 8月・9月 ⇒ 10月
多子加算の算定対象 （カウント方法）	18歳到達後の最初の年度末までの児童 ※年度末とは〇歳到達後最初の3月31日のことを指します。	22歳到達後の最初の年度末までの児童 ※児童手当受給者に監護・経済的な負担等があること

- ※ 対象者と思われる方には9月上旬に順次郵送いたしますのでご記入のうえ提出をお願いします。
- ※ 対象となる方で9月下旬になっても通知が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ※ 制度改正にあたり、ご自身が申請手続きが必要な対象者であるかの判断はフローチャートでご確認ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

